

神食健発 1027 第 1 号  
令和 5 年 10 月 27 日

事業主様

神奈川県食品製造健康保険組合  
理事長 鈴木 文雄

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

平素より、当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が策定されたことを受け、令和 5 年 10 月 20 日付で厚生労働省より、

- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

の取扱いについて通知がありました。

つきましては、健康保険での取り扱いの概要を以下のとおりお知らせいたしますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

#### ○社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

事業主が労働者の保険料負担軽減のために支給する本人負担分の社会保険料相当額にあたる社会保険適用促進手当は、本来、報酬に含まれるものですが、標準報酬月額が 104 千円以下の方について、令和 5 年 10 月以降の最大 2 年間、月額変更や定時決定等の標準報酬月額の算定時に、当該手当を報酬から除外できるとされました。

なお、2 年間の判断は、社会保険適用促進手当においてどの月の保険料負担を軽減したか（対象としたか）が基準となり、社会保険適用促進手当による保険料軽減の最初の対象月から 2 年間が期間の上限となります。

### ○事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

被扶養者の方の収入が、基準収入額（年収 130 万円または 180 万円未満）を超えるときは、収入要件により被扶養者認定をすることができませんが、収入超過の理由が一時的な収入変動による場合は、被扶養者を雇う事業主の証明により、一時的な事情として被扶養者認定をすることが可能とされました。

なお、収入超過の原因が、基本給・時給の上昇や恒常的な手当の新設等、雇用契約書等から今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動とは認められません。

また、フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合は、今回の措置の対象となりません。

この取扱いは、令和 5 年 10 月 20 日以降の被扶養者認定にかかる収入確認が対象となり、それ以前については遡及適用されません。

また、原則として、同一の方について連続する 2 年間が上限となります。

被扶養者認定に当たり、一時的な収入変動による基準収入額の超過について申請をされるときは、給与明細書の写し等通常の収入確認書類に加え、別添の事業主証明書を当組合に提出してください。

詳しくは当組合適用課（045-453-6359）までお問合せください。